

聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第18号

聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年聖籠町規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第21号（表面）中

「

	性別	男・女

」を「

」に改める。

別記様式第23号（表面）中

「

	性別
	男・女

」を「

」に改め、同様式（裏面）中

「

公費負担の対象となる障害		重度かつ継続	該当・非該当
--------------	--	--------	--------

」を

「

公費負担の対象となる障害	
--------------	--

」に、

「

医療の具体的方針	
----------	--

」を

<p>医療の具体的方針</p>	
<p>特定疾病療養受療証</p>	

※人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関等に提出すること。

」に改める。

別記様式第25号中

	性別
	男・女

」を

」に改める。

別記様式第26号中

	性別
	男・女

」を

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。